

議題（2）六万石くるりんバスのダイヤ等の一部改正について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月末までを予定していたコミュニティバス再編後の試験運行期間を1年延長する。

あわせて、10月に実施を予定していたダイヤ改正等については、再編以降遅延の発生等の課題が生じているため、当初の予定通りダイヤ等の一部改正を実施し、これらの課題を解消する。

2. 試験運行期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、本格運行開始に向けた現況調査等が困難であることから、令和2年9月末までとしていた試験運行期間を1年延長し、令和3年10月から本格運行の開始を予定するものとする。

※試験運行期間中に得られた利用実績等のデータをもとに、運行内容の修正を行い本格運行へと移行する。本格運行開始以降は当面の間運行内容の大きな変更等は実施しないが、路線ごとに利用実績等を評価し、「最低維持基準」を満たしていなければ減便等を検討していく。

3. 変更の内容（令和2年10月1日変更予定）

○ダイヤ改正（別紙A～D）

再編時に試走等によりダイヤを設定したものの、一部で遅延等が発生しているため、これまでの運行実績に基づいてダイヤを改正する。（遅延の場合でも運転手の法定休息時間は交代制により確保できている）

①市街地線	<ul style="list-style-type: none"> ・左まわり「文化会館」～「住崎」の所要時間を2分短縮し、道路幅の広い「今川南」で時間調整を行う。 ・11便が遅延し、12便との間の休憩が取れない場合があるため、12便全体を10分繰り下げる。
①三和線 ②室場線	<ul style="list-style-type: none"> ・1便において慢性的に10分以上遅延するため「平原」～「西尾駅」のダイヤに余裕を持たせる。 ・奇数便で「室場ふれあいセンター」～「黄金堤」の所要時間を1分短縮し、「ホワイトウェイブ」で時間調整。 ・偶数便の「岡崎中島」～「東浅井」、「西浅井」～「西浅井南」、「岡島」～「江原東」の所要時間を1分ずつ短縮。 ・8便において渋滞による遅延解消のため、「西尾駅」で10分の時間調整を行う。また、再編以前・以後とも最終便の「道の駅にしお岡ノ山」は利用がないため停車しない。

③平坂中畑線	<ul style="list-style-type: none"> ・「西尾駅」～「四條橋」の所要時間を1分短縮。 ・「福祉センター」～「西尾駅」の所要時間を2分追加。 ・「法光寺」～「法光寺工業団地前」の所要時間を1分短縮。 ・朝の通勤渋滞による遅延緩和のため1便～4便を5分ずつ繰り上げる。
④寺津矢田線	<ul style="list-style-type: none"> ・9便～13便の西尾駅出発時刻を「〇〇：30」にわかりやすく統一するため休憩時間を調整。

○ルート変更（別紙E・F）

⑩市街地線	<ul style="list-style-type: none"> ・右まわり（奇数便）の終点西尾駅周辺で、定時性確保のため、信号交差点を避けるショートカットを行う。 ・「鶴城ふれあいセンター」周辺でより広く安全な道路を走行するため一部ルート変更する。（地区からの要望） ※ルート変更に伴い運行距離・停留所位置も変更
-------	--

○停留所移設・名称変更（別紙F～I）

⑩市街地線	<ul style="list-style-type: none"> ・「鶴城ふれあいセンター」を周辺のルート変更に伴い移設。
①三和線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のない道路の路側帯にある「江原」、「岡島」をより安全な位置へ移設する。（地区からの要望） ・令和2年4月に移設した「三和ふれあいセンター」停留所について、施設入口前から離れたところに移動したため、名称を「三和ふれあいセンター西」に修正する。

○運休日の変更

③平坂中畑線 ④寺津矢田線	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄東部交通バスの廃止路線を引き継いだ2路線については、通勤通学時間帯に対応する利用の多い路線であり、年末年始の運行を希望する利用者の声が多いことから、年末年始の運休日を6日間から2日間に変更する。 <p><平坂中畑線・寺津矢田線運休日> 12/31～1/1</p> <p><その他六万石くるりんバス・いっちゃんバス> 12/29～1/3</p> <p>【参考】<名鉄東部交通バス>年末年始の運休なし</p>
------------------	---

○回数券使用期限の延長

定期券の新設に伴い、回数券の販売を令和2年3月末で終了し、経過措置として購入済みの回数券については令和2年9月末まで使用できるものとしていた。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等により、この間公共交通の利用が難しかったことから、回数券の使用期限を令和3年3月末まで半年延長する。

4. 利用者への周知

市HP、回覧版、ポケット版時刻表の配布、停留所・バス車内への掲示等で周知